

資料 8

日本小児科学会兵庫県地方会会則

(名称)

第1条 本会は、日本小児科学会兵庫県地方会(以下「地方会」という。)と称し、事務所を神戸大学大学院医学研究科内科系講座小児科学内に置く。

(目的)

第2条 地方会は、小児科学に関する学術の進歩並びに知識の普及を図り、医療の合理化、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 地方会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)年3回以上の例会及び学術講演会の開催
- (2)各種の団体機関と連絡をはかり、会員並びに社会の福祉増進に寄与する事業
- (3)その他、前条の目的を達成するために必要と認められた事業

(会員)

第4条 地方会は、専門の如何に拘わらず地方会の趣旨に賛成する医師及び幹事会において承認された特志者をもって組織する。

- 2 総会の決議を経て名誉会員を置くことができる。
- 3 一時会員を置くことができる。一時会員の規程は別に定める。

(役員)

第5条 地方会に、会長1名、幹事16名及び監事2名の役員を置く。

- 2 会長は幹事会において、その互選により選出する。
- 3 副会長は会長が幹事の中より1名を指名する。
- 4 幹事及び監事の選出については別に定める。
- 5 幹事の構成は開業医5名、勤務医6名、大学勤務医5名とする。
- 6 庶務並びに会計係各1名を置き、幹事会の了承を得て会長が幹事の中より指名する。
- 7 会長は地方会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐する。
- 8 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

(監事)

第6条 監事は、地方会の会計監査に関する業務を行う。

(幹事会)

第7条 幹事会は幹事によって構成し、会長はこれを主催する。

- 2 幹事は幹事会において会務を審議し、会の運営にあたる。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回定期に開催するものとし、必要がある場合は臨時に総会を開催することができる。

- 2 定期総会においては、会務及び会計その他の報告を行い、その承認を得るものとする。

資料 8

- 3 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。
- 4 会員は総会に出席する会員に対し、議決権を委任することができる。この場合において議決権を委任した会員は総会に出席した者とみなす。

(委員会)

第9条 会長が必要と認めた時は、幹事会の議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会の規程は別に定める。

(財務)

第10条 地方会の運営財源は、原則として会費とする。

- 2 会員は会費を納付するものとし、中途退会する場合であっても既納の会費は還付しない。
- 3 会費は総会において決定する。
- 4 会費の滞納が当会計年度終了後2年以上におよぶ場合には退会したものとみなす。

(会計年度及び監査)

第11条 地方会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 会長は、毎会計年度終了日の翌月末日までに当該年度に係る収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(会則の改廃)

第12条 この会則を改正または改廃する場合は、幹事会の議決の後、総会において、出席会員の3分の2以上の同意をもって変更することができる。

附 則

本会則は、平成13年 5月12日より施行する。

本会則は、平成21年 7月25日より施行する。

規 程

第1項 一時会員

本会は新研修制度の主旨を尊重し、新研修制度初期研修医には一時会員を適用することができる。一時会員は単年度とし、その会費は免除する。

第2項 本会学術集会演者

本会学術集会演者は本会会員と医学生に限る。

- 2 共同演者は全員資格を有していなくてもよい。

第3項 学術集会参加費

資料 8

医学生の学術集会参加費を免除する。

附 則

本会則は、平成21年 7月25日より施行する。

本会則は、平成25年 5月25日より施行する。

日本小児科学会兵庫県地方会役員選挙規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本小児科学会兵庫県地方会会則(以下「会則」という。)第5条第4項の規定に基づき、日本小児科学会兵庫県地方会(以下「本会」という。)の幹事及び監事(以下「役員」という。)の選出について定めるものとする。

(選出方法)

第2条 役員を選出は、選挙によって行う。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙は、選挙管理委員会がその事務を管理する。

- 2 選挙管理委員会は、幹事会より委嘱された3名の委員をもって構成し、互選により委員長を選出する。

(選挙期日)

第4条 選挙は、役員任期満了の日の20日前までに行われなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、選挙に関する公示を選挙期日の40日前までに行う。

(選挙人名簿)

第5条 選挙人は、役員任期が満了する日の属する年の前年の12月1日現在の会員とする。

(候補者)

第6条 選挙は、立候補した者及び会員によって推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

- 2 立候補しようとする者は、選挙期日の前30日までに、氏名・年齢及び職名を記載した文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。
- 3 会員を推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、前項に規定する日までに被推薦者の同意を得て、被推薦者の氏名・年齢及び職名並びに推薦者の氏名・年齢及び職名を記載するとともに右上に「推薦」と朱記した文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

(候補者名簿・投票用紙等の送付)

第7条 選挙管理委員会は候補者名簿を作成し、選挙期日の10日前までに所定の投票用紙及び投票用封筒とともに選挙人に送付しなければならない。

(投 票)

第8条 投票は、郵送により行うものとし、所定の投票用紙に候補者の氏名を記入し、所定の封筒に密封のうえ差出人氏名を記して選挙期日までに到着するように郵送するものとする。

- 2 送り先は、日本小児科学会兵庫県地方会選挙管理委員会とする。

第9条 幹事の選挙は開業医5名、勤務医6名、大学勤務医5名を選出する。

- 2 投票は一人1票無記名とし、幹事の投票は前項の各区分候補者の中よりそれぞれ2名以内の連記制、監事の投票においても2名以内の連記制とする。

(無効票)

資料 8

第10条 投票の効力の判定は選挙管理委員会が行う。

(開票)

第11条 選挙管理委員会は、郵送された投票用紙を密封のまま保管し、選挙期日の翌日に開票するものとする。

(当選)

第12条 当選は得票数の順位により、上位の者からとする。

2 得票数が同じであるときは、選挙管理委員長が抽選により、これを決定する。

(無投票当選)

第13条 候補者が、それぞれの役員定数と同数またはそれ未満の場合は無投票により当選とする。この場合において、候補者がそれぞれの役員定数に満たないときは、会長が総会の議を経て残りの役員を指名するものとする。

(当選者の公表)

第14条 選挙管理委員会は当選者が決定したときは、その者の役員名及び氏名を会員に通知するものとする。

(繰上げ補充)

第15条 当選者が役員の任期満了の日までの間に会員でなくなったとき、その他の事由で役員でなくなったときは、次点者を繰上げて当選者とすることが出来る。この場合においては、次の総会において承認を得なければならない。

(補 則)

第16条 役員の選出に当って、会則及び特別の定めのない事項は、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

附 則

本規程は昭和49年4月20日から施行する。

本規程は平成21年7月25日から施行する。

資料 8

日本小児科学会兵庫県地方会社会保険委員会規程

- 第1条 日本小児科学会兵庫県地方会会則第9条に基づき、日本小児科学会兵庫県地方会社会保険委員会(以下「本委員会」という。)を日本小児科学会兵庫県地方会内に置く。
- 第2条 本委員会は、小児社会保険診療の向上及び適正なる診療方針の確立等を図ることを目的とする。
- 第3条 本委員会は、地方会会長推薦による委員若干名により構成する。
- 第4条 本委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。委員長は本委員会を代表する。
- 第5条 本委員会の委員の任期は2年とする。
- 第6条 本委員会は、会長が必要と認めるとき、これを召集する。委員長は委員会の議長となり、決定した事項を会長に報告する。
- 第7条 本委員会の経理、事務は地方会が担当する。
- 第8条 本委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第9条 本規程は、地方会総会の議決により変更することができる。

附 則

本規程は平成21年7月25日から施行する。